塩尻市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しの概要

１　塩尻市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概要

（１）根拠法令：農業経営基盤強化促進法（第６条）

（２）見直し時期：定期 － 概ね５年ごとに見直し

随時 － 法改正等による見直し等

（３）位置づけ：① 効率的かつ安定的な経営体の育成（認定農業者制度）

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成（認定新規就農者制度）

③ 育成すべき経営体に農用地の利用集積を促進

（農地中間管理事業、利用権設定等促進事業）

⇒ 国段階（基本要綱）、県段階（基本方針）、市町村段階（基本構想）で定める

（４）見直し経過：H5.12 公表 → H12.12 定期見直し → H17.9 法改正で変更 → H18.3 定期見直し

→ H22.3 法改正で変更 → H25.3 定期見直し → H26.5 法改正で変更

→ R1.10 定期見直し

２　見直しの考え方

（１）県基本方針の見直しに準拠して、塩尻市農業の特性を踏まえた内容へ見直し。

（２）地域計画に係る記載、新規就農者の育成に係る記載等の改訂。

（３）農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項の追記。

（４）農用地の集団化（集約化）の考えを追記。

☆所得目標・経営指標・集積目標等については来年度改めて見直し（定期見直し）を行う予定です。

３　見直し内容（項目）

	事　　項	見直しの内容
１	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
２	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
２の２	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	
３	第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・農業を担う者の確保及び育成の考え方を記載 ・就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方を記載 ・農業を担う者の確保及び育成を図るに当たっての関係機関との連携及び役割分担を記載
４	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・地域における農用地の集団化について記載
５	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・協議の場の設置方法を記載 ・地域計画の区域の基準を記載 ・地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方を記載

４　見直しのスケジュール

年　月	県	塩尻市	農業委員会、ＪＡ
Ｒ5　6月	【基本方針 公告】	基本構想原案作成	
Ｒ5　7月 ～ Ｒ5　8月	事前確認	基本構想の原案作成 （必要に応じて修正） 農委、ＪＡへ意見照会 （必要に応じて修正） 県への協議	意見答申
Ｒ5　9月	協議に対する同意	【基本構想　公告】	